

長崎ケアハートガーデン デイサービス小ヶ倉

共用型認知症対応型通所介護事業所・共用型介護予防認知症対応型通所介護事業所 運営規程

第1条（事業の目的）

この規程は、ケアハートガーデン株式会社が設置運営する共用型指定認知症対応型通所介護事業及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業（以下事業）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（運営の方針）

1. 本事業は、認知症の症状によって要介護の状態になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活上での心身の機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持を図るとともに利用者の介護者の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。
2. 事業所の運営にあたっては、利用者の人格・人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した生活を営むことができるよう支援する。
3. 本事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する事業所、または地域関係団体、家族との綿密な連携を図り、利用者が継続的に保健・医療・福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

第3条（事業所の所在地及び名称）

本事業所の所在地及び名称は次の通りとする。

1. 所在地 長崎県長崎市小ヶ倉町三丁目76番地27
2. 名称 長崎ケアハートガーデン デイサービス小ヶ倉

第4条（従業者職種、員数及び職務内容）

本事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名（常勤）
 - ① 管理者は、業務の管理及び従業者等の管理を一元的に行う。
 - ② 利用者に応じた認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護計画の作成及び説明を行う。
2. 介護従業者 20名（常勤15名、非常勤5名）
 - ① 介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。
3. 看護職員 1名（非常勤）
 - ① 利用者の健康状態の把握及び健康保持のための適切な措置
 - ② その他利用者の健康に関する相談及び助言

第5条（利用定員）

利用定員は、1ユニットごとに3名、2ユニットで合計6名とする。

第6条（営業日及び営業時間）

1. 営業日 月曜日～土曜日（12/31～1/1 は除く）

ただし、併設する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同介護の利用者のサービス提供に支障が生ずる時は休業日とする場合がある。

2. 営業時間 午前7時30分から午後7時までとする。
3. サービス提供時間 午前9時～午後6時とする。

第7条（介護の内容）

1. 本事業における介護の内容は次の通りとする。

- ① 入浴、清拭による清潔の保持
- ③ 排泄の自立支援
- ④ 日常生活上の世話
- ⑤ 食事の提供
- ⑥ 生活動作の改善または維持のための機能訓練
- ⑦ 健康管理に関する援助
- ⑧ 利用者・家族に対する相談、助言等の援助
- ⑨ 送迎
- ⑩ その他レクリエーション、行事等サービス提供

第8条（身体拘束）

- 1 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その利用者の行動を制限する行為は行わない。
- 2 やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由を記録し、市町村に報告するものとする。

第9条（虐待の防止に関する事項）

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備する。
 - ③ 従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的実施する。

④ 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、関係各所に報告するものとする。

第 10 条（利用料等）

1. 本事業の介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める介護報酬告示上の額とし、当該介護及び介護予防サービスが法定代理受領サービスである時は、その 1 割、または 2 割、または 3 割とする。
2. 前項の他、次に掲げる料金の支払いを受ける。
 - ① 食費 内訳：朝食 300 円 昼食 500 円 夕食 600 円 おやつ 120 円
喫食した実績分のみ請求する。
 - ② パット及びおむつ代 実費
 - ③ 前各号に掲げるもののほか、本事業において提供される便宜のうち、利用者に負担させることが適当と認められる費用
 - ④ 次条の通常事業実施地域以外の地域を越えて行う通いサービスの送迎に要した費用
 - ア 公共の交通機関を利用した場合は実費
 - イ 当社の車を利用した場合は 10km 未満 4 0 0 円、10km 以上 20km 未満 8 0 0 円、20km 以上 30km 未満 1, 2 0 0 円(当事業所からの片道距離)、片道 30 km 以上を要する場所への通い送迎はお引き受けしません。
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその利用代理人に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第 11 条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、主として長崎市の戸町・小ヶ倉・土井首中学校区、及び大浦・梅ヶ崎中学校区、小島中学校区、深堀・香焼中学校区、三和中学校区とする。

第 12 条（サービス利用にあたっての留意事項）

本事業のサービス提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその利用代理人に対し、事業所の運営規定の概要、指定通所介護事業所の従業者の勤務体制その他の利用申込のサービス選択に資すると認められる重要事項を記入した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

第 13 条（緊急時における対応策）

1. 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講ずる。
2. 緊急時対応マニュアルを整備し、従業者に徹底する。

第 14 条（非常災害対策）

1. 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
2. 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り避難訓練を行う。
3. 非常災害対応マニュアルを整備し、従業者に徹底する。
4. 防火管理者を本事業者に定め、消防計画に基づき非常災害時の対応及び非常食・飲料水・防寒具等を備蓄すると共に賞味期限等の管理をする。

第 15 条（個人情報の取扱い）

1. 事業者や従業者そのほか事業に携わる者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も第三者に漏らさない。
2. あらかじめ文書により利用者又は利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができるものとする。
ただし、事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に医療上必要な限度で、利用者の心身の情報等を提供することができるものとする。
3. 事業者は、事業所の従業者そのほか事業に携わっていた者が、在職中に知ることができた利用者及び利用者代理人等の秘密を退職後も第三者に漏らすことのない旨に従業者との雇用契約書に定める。

第 16 条（苦情処理）

1. 利用者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置・担当者の配置・事実関係の調査の実施・改善措置・利用者及び利用者代理人に対する説明をし、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。
2. 苦情処理対応マニュアルを整備し、従業者に徹底する。

第 17 条（損害賠償）

1. 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
2. 前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入し、利用契約時に保険内容の説明を行う。

第 18 条（衛生管理等）

- 1 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね半年に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の予防のための指針を整備する。
 - ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練定期的に実施する。

第 19 条（その他運営についての留意事項）

- 1 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
 - ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内に実施する。
 - ② 経験に応じた研修 介護技術・介護知識に関する研修の実施と、従業者の能力・資質向上のための研修を随時行う。
- 2 事業者は円滑な事業の遂行を図るため、また事業内容を明確にするためにケース記録等、その他必要な記録・帳簿を整備するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は管理者が別に定めるものとする。

付 則 この規定は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。